

就農支援資金鳥取県貸付金貸付等要領

第1 総則

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）の第4条に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「法」という。）第18条第1項の規定による都道府県の貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付け等に関しては、法令、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について（平成7年2月15日付7農蚕第948号第農林水産事務次官通知）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について（平成7年2月15日付7農蚕第949号農林水産省農産園芸局長通知）、就農支援資金国の貸付金貸付等要領（平成7年2月15日付7農蚕第989号農林水産省農産園芸局長通知）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 県貸付金の貸付手続

1 貸付申請

県貸付金の貸付けを受けようとする法第17条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）は、知事の定める時期までに、知事に貸付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

この場合において、融資機関にあっては、法第4条第4項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）から提出のあった就農支援資金貸付申請書（様式第11号）の写しを添付し、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）を経由して提出するものとする。

2 貸付決定の通知

知事は、貸付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査等を行い、当該申請に係る貸付金の交付が、法令等に違反していないかどうか、事業の目的及び内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、貸付けすべきものと認めるときは、遅延なく、融資機関に対して、様式第2号により貸付決定を行うものとする。

3 県貸付金の支払請求

融資機関は、2の貸付決定に基づき県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に支払請求書（様式第3号）を提出するものとする。

4 県貸付金の交付

県貸付金の交付は、3に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、借用証書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

第3 貸付条件等

1 県貸付金の利率、償還期間、償還方法等

（1）融資機関に貸し付ける場合の貸付条件

融資機関が認定就農者に貸し付ける就農支援資金の利率、償還期間、据置期間、及び償還方法とそれぞれ同一条件とし、償還期日については、認定就農者の償還期日の10日後とする。

2 繰上償還

- (1) 機構及び融資機関が、県貸付金の繰上償還を行う場合は、30日前までに、様式第5号によりその旨知事に通知するものとする。
- (2) 繰上償還を行う場合の償還日は、事務の合理化の観点から極力、毎年度、5月31日及び11月30日とする。ただし、融資機関にあっては、次のア及びイに掲げる場合には、就農支援資金に係る償還金又は一時償還金の受領後、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。
 - ア 認定就農者が、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたことにより繰上償還を行い、融資機関が、当該繰上償還に係る償還金を受領した場合
 - イ 第4の1の(10)の規定による一時償還金を受領した場合

3 償還方法の変更

- (1) 融資機関は、就農支援資金について、認定就農者に対する償還方法の変更を行う場合(第4の1の(9)のア及びイに係るものを除く。)には、当該県貸付金の県への償還について償還方法の変更の申請を、様式第7号により知事に対して行うことができるものとする。
- (2) 償還方法の変更の承認
知事は、(1)による申請を受けた場合には、これを審査し、償還方法を変更することが適当と認めるときは、速やかに、様式第7号により償還方法の変更を承認するものとする。

4 他の用途の禁止

融資機関は、法令その他の規定に違反して、県貸付金を他の用途に使用してはならない。

5 貸付条件違反による一時償還

- (1) 機構及び融資機関は、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合において知事が償還期間の満了前に当該県貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。
 - ア 4、6、8、9、10及び11の規定に違反した場合
 - イ 正当な理由なく県貸付金の償還を怠った場合(ただし、認定就農者又は法第4条第4項に規定する認定農業者(以下「認定雇用主」という。)による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、機構又は融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
 - ウ その他誠実に認定就農者又は認定雇用主への資金の貸付けを行わない場合
- (2) 機構及び融資機関は、(1)(イを除く。)の規定により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該県貸付金の総額(機構及び融資機関が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項の規定に準じて算出した金額に相当する金額を県に納付しなければならない。
この場合、知事は、機構又は融資機関に対し、第2の2の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 延滞金

- (1) 機構及び融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年8.25パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、融資機関にあっては、認定就農者による就農支援資金の償還が償還期日までに行なわれなかった場合には、融資機関が償還すべき期日の翌日から認定就農者により就農支援資金の償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

- (2) 延滞金の額の計算において、年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

7 償還の猶予

(1) 償還の猶予の申請

ア 機構は、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、知事の認可を受けた就農支援資金貸付業務規程の定めるところにより認定就農者又は認定雇用主に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、様式第8号により知事に対して行うことができるものとする。

イ 融資機関は、就農支援資金について、地方自治法施行令第171条の6に規定する事由に該当するものとして、認定就農者に対する償還の猶予を行う場合には、当該県貸付金の県への償還について履行期限の延長の申請を、県貸付金の償還期日の30日前までに、様式第8号により知事に対して行うことができるものとする。

ウ 融資機関は、県に対する償還期日以前に認定就農者からの申し出によって認定就農者の償還が遅延することが判明した場合、県に対し融資機関の償還期限の延長を申請することができるものとする。

(2) 償還の猶予の決定

ア 知事は、(1)のア又はイによる申請を受けた場合には、これを審査し、猶予することが適当と認めるときは、速やかに、様式第9号により償還の猶予の決定を行うものとする。

イ 知事は、(1)のウによる申請を受けた場合には、これを審査し、3か月を期限として償還期限の猶予の決定を行うものとする。

8 県からの指示

機構及び融資機関は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 就農支援資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 就農支援資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

9 実績報告

(1) 融資機関は、就農支援資金の貸付けの業務を行ったときは、認定就農者からの就農支援資金借受事業実施報告書(様式第14号)の受理後速やかに就農支援資金貸付業務実績報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(2) (1)の実績が、県貸付金の貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、融資機関はその指示に従わなければならない。

10 帳簿書類の調査

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、機構及び融資機関は、これに応じなければならない。

11 認定就農者から徴収した違約金の納付義務

融資機関は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、認定就農者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。

また、第4の1の(11)の規定により計算される違約金のうち、認定就農者が無資力その他の事由により、融資機関が徴収できなかつたものについては、県は融資機関に対し請求しないものとする。

第4 認定就農者又は認定雇用主に対する貸付けの方法

融資機関は、県貸付金を財源として認定就農者又は認定雇用主に対する就農支援資

金の貸付けを行う場合には、次の方法により行うものとする。

1 融資機関による貸付けの方法

(1) 就農支援資金の貸付条件

- ア 利率は、無利子とする。
- イ 償還期間は、12年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。
- ウ 償還方法は、均等年賦支払の方法によるものとする。
- エ 償還日は、原則として、次表左欄の貸付決定時期に応じ、右欄の期日とする。

貸付決定日	約定償還日	貸付決定日	約定償還日
4月30日	4月15日	10月31日	10月15日
5月31日	5月15日	11月30日	11月15日
6月30日	6月15日	12月20日	12月15日
7月31日	7月15日	1月31日	12月15日
8月31日	8月20日	2月28日	12月15日
9月30日	9月16日	3月20日	12月15日

オ 貸付対象者、資金の用途、貸付限度額、貸付期間は法令その他の通知に定めるところによるものとする。

カ 支払いの場合において、当該償還方法により算定した額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数の総和を第1年目（据置がある場合は据置後第1年目）に支払うものとする。

(2) 連帯保証人等

融資機関は、就農支援資金の貸付けに当たっては、認定就農者から連帯保証人若しくは担保を徴求し、又は認定就農者に対し農業信用基金協会の債務保証を受けさせるものとする。特に、申請者が未成年者であるときは、親権者又は後見人を連帯債務者とするものとする。

(3) 貸付けの申請

ア 認定就農者が行う手続き

就農支援資金の貸付けを受けようとする認定就農者は、貸付けを受けようとする月の前月末までに就農支援資金貸付申請書（様式第11号）に次の書類を添えて、融資機関に提出するものとする。

(ア) 就農支援資金（就農施設等資金）利用計画書

(イ) 就農計画認定通知書及び認定就農計画の写し

(ウ) 就農施設等資金利用計画承認通知書の写し

(エ) 債務保証委託申込書（融資機関が鳥取県農業信用基金協会の債務保証に付する必要があると認めた場合）

(オ) 補助金交付決定通知等の写し（補助残融資の場合）

ただし、補助金交付決定後の貸付け申請では、事業の実施に支障が生じると認められる場合においては、当該補助金交付申請書の写しに代えることができるものとする。この場合において、当該補助金の交付決定通知書を受けたとき

は、速やかに当該交付決定通知書の写しを融資機関に提出するものとする。

(カ) その他融資機関が必要と認める書類

イ 融資機関が行う手続

融資機関は、承認された就農支援資金（就農施設等資金）利用計画書において、貸付けを行うべきものと認めたときは、知事に対し県貸付金に係る就農支援資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出するものとする。

(ア) 就農支援資金（就農施設等資金）利用計画書

(イ) 就農支援資金（就農施設等資金）利用計画承認通知書の写し

(ウ) 就農計画認定通知書及び認定就農計画の写し

(エ) その他融資機関が必要と認める書類

(4) 貸付けの決定

融資機関は、第2の2により知事から県貸付金に係る貸付決定の通知を受けたときは、速やかに、認定就農者に対し様式第12号により貸付決定の通知を行うものとする。

(5) 貸付契約の締結

融資機関は、認定就農者との貸付契約の締結を、就農支援資金借用証書（様式第13号）により行うものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、当該借用証書の特約条項を厳守させるものとする。

あわせて、融資機関は、鳥取県農業信用基金協会の債務保証に付する認定就農者に対し、鳥取県農業信用基金協会に債務保証委託証書を提出させるものとする。

(6) 貸付決定の取消し

融資機関は、貸付決定後長期にわたり貸付契約の見込みがない場合には、その貸付決定を取り消すことができ、認定就農者に対しその旨を通知するものとする。

(7) 就農支援資金の交付

融資機関は、就農支援資金貸付金の交付を受けた後、認定就農者に対し、速やかに、就農支援資金の交付を行うものとする。

この場合、就農支援資金の交付は、認定就農者からの申請により、認定就農者の指定する預貯金口座への振込みをもって行うものとする。なお、預貯金口座は別段預貯金口座とする。

(8) 事業完了の報告等

融資機関は、認定就農者に対し、事業完了後30日以内に、就農支援資金借受事業実施報告書（様式第14号）その他事業が適正に完了したことが認められる書類を提出させるものとする。

また、融資機関は、認定就農者の就農支援資金借受事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められたときは、速やかに、知事に対し第3の9の実績報告を行うものとする。

(9) 償還金貸付条件等の変更

ア 支払猶予

融資機関は、認定就農者が地方自治法施行令第171条の6に規定する事由により、償還金の支払いが困難であると認められるときは、その支払いを猶予することができるものとする。この場合、融資機関は、認定就農者に対し、償還期日の30日前までに就農支援資金貸付条件変更申請書（様式第15号）を提出させるとともに、速やかに、知事に対し第3の7の(1)のイの県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還猶予申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の7の(2)の就農支援資金貸付金償還猶予決定通知書を受理したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金貸付条件変更承認通知書（様式第16号）により償還金の支払猶予を承認した旨通知するものとする。

イ 繰上償還

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、就農支援資金貸付条件変更申請書（様式第15号）を提出させるものとする。事業計画、資金計画の変更その他の事由により事業費が減少し、借り受けた就農支援資金に余剰が生じたときには、（8）に規定する事業完了の報告後、速やかに、繰上償還を行うものとする。

また、融資機関は、認定就農者の繰上償還を認めた場合には、就農支援資金貸付条件変更承認通知書（様式第16号）により、その旨を借受者に通知するとともに、第3の2により、知事に対し県貸付金の繰上償還を行う旨を通知するものとする。

ウ 償還方法の変更

融資機関は、認定就農者が就農支援資金の償還方法を変更しようとする場合には、就農支援資金貸付条件変更申請書（様式第15号）を提出させるとともに、速やかに、知事に対し第3の3の県貸付金に係る就農支援資金貸付金償還方法変更申請書を提出するものとする。

また、融資機関は、知事から第3の3の就農支援資金貸付金償還方法変更承認通知書を受領したときは、速やかに、認定就農者に対し、就農支援資金貸付条件変更承認通知書（様式第16号）により償還方法の変更を承認した旨通知するものとする。

(10) 就農支援資金の一時償還

融資機関は、認定就農者が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。また、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、県に対し県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 償還期間中に離農したとき

イ 償還金の支払いを怠ったとき

ウ 貸付金を貸付目的以外の用途に使用したとき

エ 借受金を長期にわたり使用しないとき

オ 正当な理由がなく貸付条件に違反したとき

カ 融資機関に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

キ 仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立て又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき

ク 租税公課を滞納して保全差押えを受けたとき

ケ 融資機関に対し数箇の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき

コ 就農計画等の不実記載があったと認められるとき

サ 借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預貯金口座以外に預託したとき（新たに開始する一の区分された農業部門の経営を開始する場合に限る。）

シ その他債権保全上著しい支障があると認められるとき

(11) 違約金

融資機関は、認定就農者が支払期日に償還金又は一時償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

また、融資機関は、認定就農者が貸付金を貸付目的以外の用途に使用したときは、貸付目的以外に使用された金額につき、認定就農者が一時償還を請求された場合にあっては貸付契約を締結した日から融資機関が一時償還の期限として定めた日までの日数に応じ、認定就農者が一時償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあっては貸付契約を締結した日からその弁済の日までの日数に応じ、年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

(12) 償還金の督促

融資機関は、認定就農者が償還期日を経過した後、なお償還金を支払わない場合には、認定就農者等に対し、文書その他適当と認められる方法で支払いの督促を行うものとする。

(13) 借用証書等の返還

融資機関は、借受者が償還金を完済したときは、速やかに、借用証書等を返還するものとする。

(14) 鳥取県農業信用基金協会の債務保証の取扱い

鳥取県農業信用基金協会が行う債務保証の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、同協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるものとする。

(15) 貸付決定前の事業着手について

認定就農者は、貸付決定前に事業に着手し又は事業を完了してはならないものとする。ただし、やむを得ず貸付決定前に事業着手する場合には、あらかじめ融資機関及び県に了解を得ることとし、その理由を付した就農支援資金（就農施設等資金）貸付決定前事業着手届（様式第17号）を就農支援資金（就農施設等資金）貸付申請書（様式第11号）に添付して提出するものとする。

第5 認定就農者の実績検討会の開催等

融資機関は、関係機関と一体となり、各市町村農業経営改善支援センター等の経営検討会において実績検討を行い、借受者の経営目標の達成に向けて支援するものとする。この際、借受者は融資機関が必要と認める調査に協力するものとする。なお、実績検討会は、鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付第200800022636号鳥取県農林水産部長通知）に定めるところによる経営検討会と併せて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月19日から適用する。

この要領は、平成14年8月23日から適用する。

この要領は、平成17年4月5日から施行し、平成17年4月5日から適用する。

この要領は、平成23年4月12日から施行する。

ただし、第4の2の（3）の貸付けの申請については、平成23年4月30日までに限り、改正前の就農支援資金鳥取県貸付金貸付等要領（以下「改正前要領」という。）による様式第13号及び様式第14号（以下「旧様式」という。）により申請できるものとする。また、改正前要領に基づき、県貸付金の貸付決定を受けた者又は第4の2の（3）のイの資金利用計画の承認を受けた者が、承認を受けた計画の範囲内において第4の2の（3）の貸付けの申請を行う場合は、改正前要領の旧様式により申請できるものとする。

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

ただし、第4の2の（3）の貸付けの申請について、施行日において、改正前の就農支援資金鳥取県貸付金貸付等要領（以下「改正前要領」という。）の様式第14号（以下「旧様式」という。）により申請の準備をしているものにあつては、旧様式により申請できるものとする。また、改正前要領に基づき、県貸付金の貸付決定を受け

た者又は第４の２の（３）のイの資金利用計画の承認を受けた者が、承認を受けた計画の範囲内において第４の２の（３）の貸付けの申請を行う場合は、改正前要領の旧様式により申請できるものとする。

この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。